

第2次北名古屋市 緑の基本計画



2019年3月

目 次

序 章 緑の基本計画の前提 -----	P.序- 1
序-1 緑の基本計画改定の背景と目的	P.序- 1
序-2 緑の基本計画の概要	P.序- 2
第1章 現況調査 -----	P.1- 1
1-1 自然的条件調査	P.1- 1
1-2 緑地現況・緑化状況調査	P.1- 3
第2章 解析・評価と課題の整理 -----	P.2- 1
2-1 解析・評価と課題の整理	P.2- 2
第3章 計画の基本方針 -----	P.3- 1
3-1 緑の基本計画の理念と緑の将来像	P.3- 1
3-2 計画の基本方針	P.3- 3
3-3 緑の基本計画の目標水準	P.3- 4
第4章 緑の施策 -----	P.4- 1
4-1 緑を守り育み、緑のネットワークを形成します	P.4- 3
4-2 公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります	P.4-12
4-3 農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます	P.4-22
第5章 緑化重点施策 -----	P.5- 1
5-1 緑化重点地区	P.5- 1
5-2 生産緑地地区	P.5- 4
第6章 施策の推進に向けて -----	P.6- 1
6-1 施策の方針図	P.6- 1
6-2 施策の推進に向けて	P.6- 3
策定経緯 -----	P.資- 1

序 章 緑の基本計画の前提

序－１ 緑の基本計画改定の背景と目的

・緑は、生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、まちの良好な環境や景観を形成するほか、健康づくりやレクリエーション、防災においても重要な役割を果たしています。本市は、2009年3月に緑の基本計画を策定しましたが、策定から概ね10年が経過しており、以下に示す社会情勢の変化等を踏まえた改定が必要となっています。

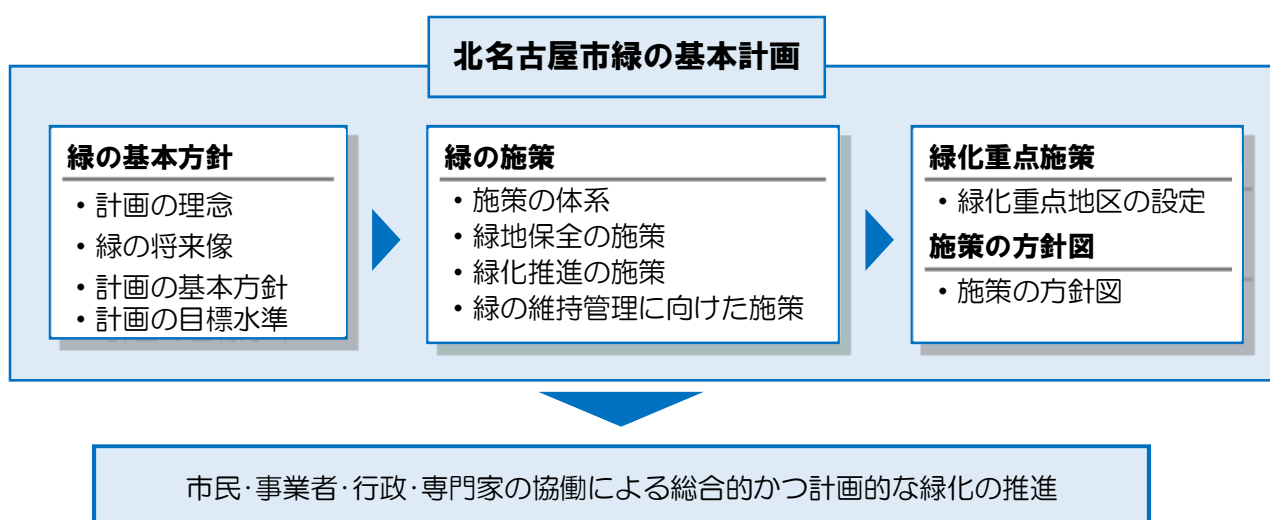
- ①我が国全体は人口減少・超高齢社会を迎えており、近い将来、本市でも人口減少に転じるが見込まれています。
- ②都市づくりでは、安心・安全に関する取り組みがこれまで以上に重視されています。2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震では甚大な被害が生じましたが、近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震では、本市にも大きな被害が生じることが想定されています。
- ③リニア中央新幹線の開業に伴い、東京-名古屋間の移動が約40分となるなかで、名古屋市隣接都市では移住・定住や企業誘致の取り組み等が活発になっており、本市としても、リニアインパクトを見込んだ魅力的な都市づくりが必要となっています。
- ④2015年4月に制定された都市農業振興基本法に基づき、2016年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されました。また、2017年6月には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都市における緑地・農地の保全・活用によって潤いのある豊かな都市づくりを推進するため、新たな用途地域（田園住居地域）の創設や、生産緑地地区の面積要件等が緩和されました。名古屋市に隣接しながら一定の農地を残す本市においても、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが必要となっています。

序－2 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画とは

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、緑の目標、緑の方針、緑の施策に関する基本計画として、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政・専門家との協働により、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

■緑の基本計画の概念図



- 従来の緑の基本計画は、将来に向けての公園配置計画という性格が主で、公園整備にその役割が果たされてきました。近年では、社会情勢の変化に伴い、都市環境の質的向上を基調とした都市づくりへの転換に対応した、緑の保全や緑化推進、緑の維持管理に向けた指針づくりとしての役割が重要となってきています。

2. 計画の目標年次

- 計画の目標年次は、第2次北名古屋市都市計画マスタープランとの整合を図り、2029年とします。
- なお、本計画は社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象区域

- 本計画は、市域全域 1,837ha を対象とします。2018 年現在、市街化区域面積は 1,210ha、市街化調整区域面積は 627ha となっています。なお、広域的な観点からは名古屋都市計画区域（愛知県広域緑地計画）での考え方と整合を図っていきます。

■計画対象区域

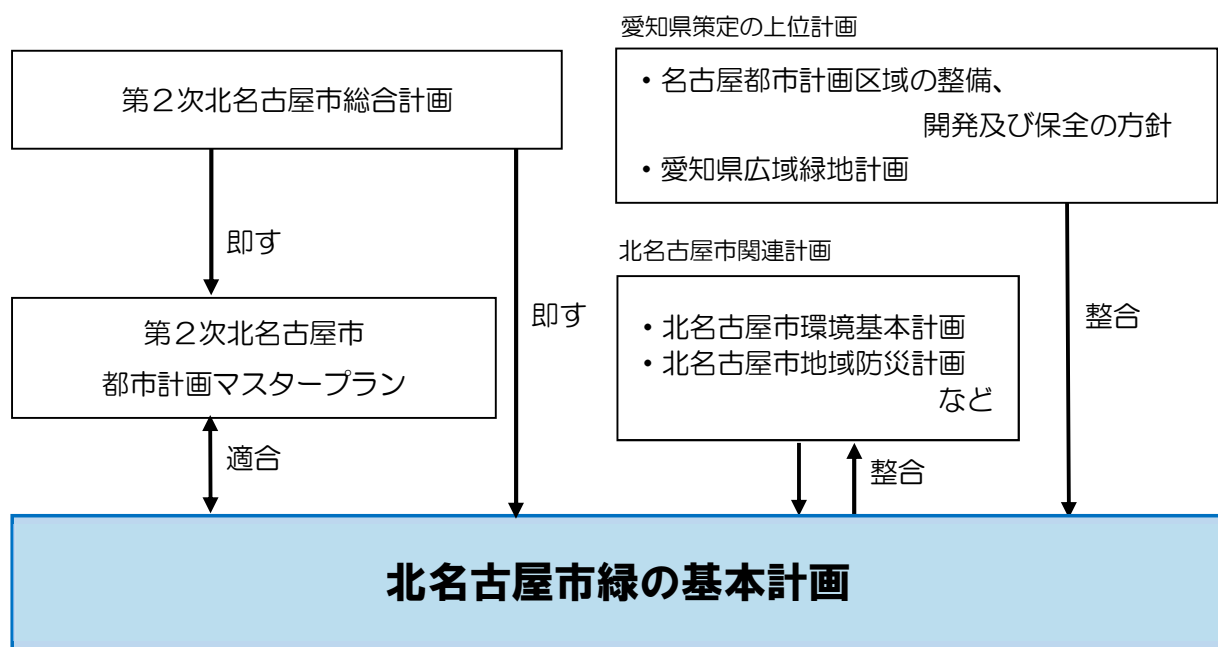
区 域		面 積	割 合
市全域		1,837ha	100.0%
都市計画区域	市街化区域	1,210ha	65.9%
	市街化調整区域	627ha	34.1%

資料：名古屋都市計画用途地域の変更（北名古屋市決定 2017 年 3 月 17 日現在）

4. 計画の位置づけ

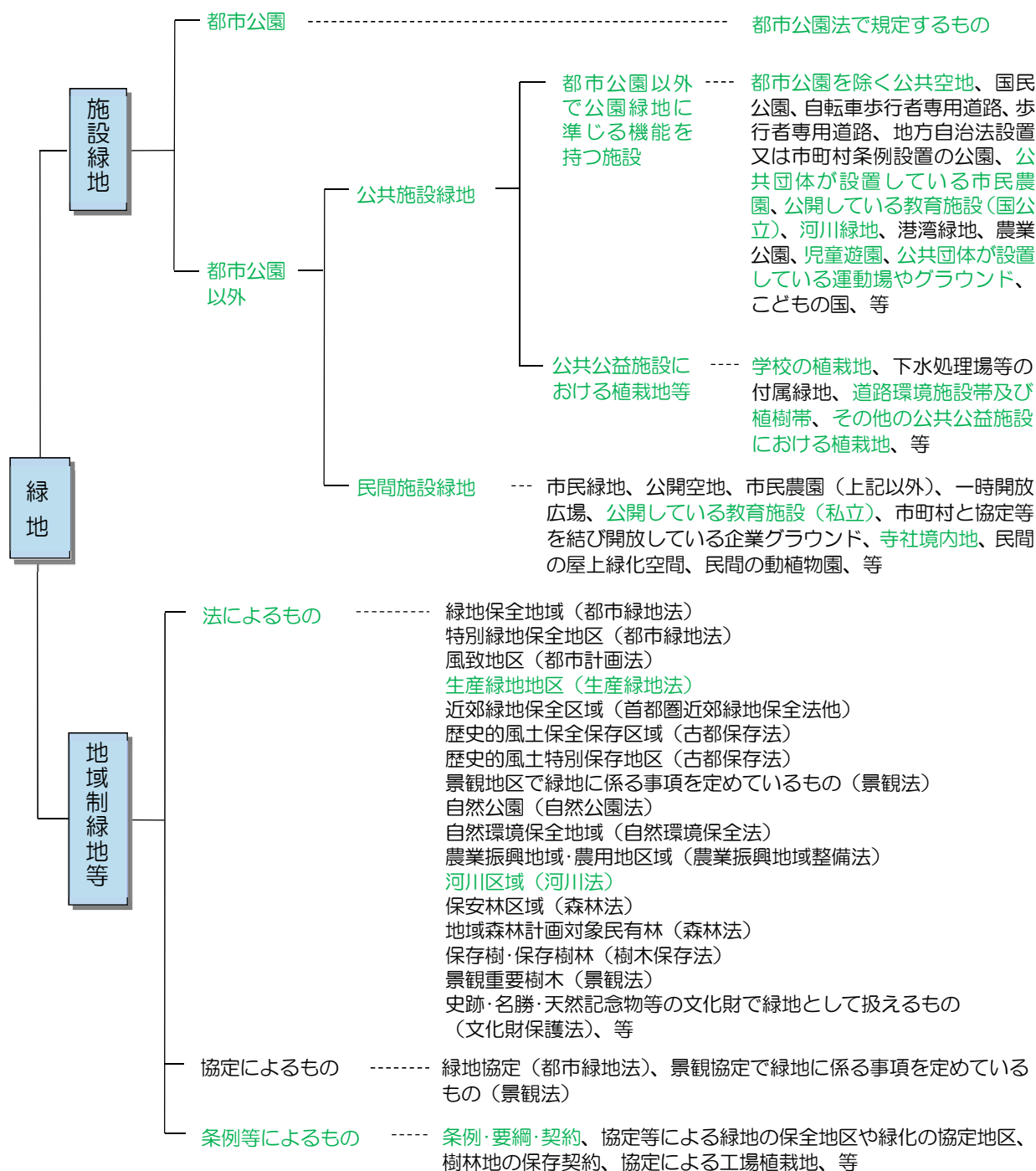
- 本計画の位置づけは以下のとおりです。

■本計画と上位関連計画との関係図



5. 緑の基本計画で対象とする緑地

- 緑の基本計画で対象とする「緑地」は、大きく施設緑地と地域制緑地に区分され、さらに施設緑地は都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地に区分され、地域制緑地は法によるもの、条例等によるものに区分されます。



※施設緑地は、都市公園や公共・民間の施設として利用できる緑地です。

地域制緑地等は、法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地です。

※緑文字で示した制度等は本市において現在施行されている制度です。

資料：新編緑の基本計画ハンドブック

第1章 現況調査

1-1 緑の現況調査

1. 緑の現況調査

- 本市における緑の大部分は水田、畑による農地で占められており、農地以外の樹林地といわれるものは、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地です。
- 水田や畑などの農地は、市街化調整区域にまとまって分布していますが、市街化区域内においても生産緑地として点在しています。
- 都市公園は、大坪公園やコッツ山公園など街区公園が15箇所（4.09ha）と、都市緑地のふるさと広場（0.14ha）があります。公共施設緑地として児童遊園が多く整備されていますが、1箇所当たりは300～500㎡の規模であり、都市公園のように広いスペースが確保されていません。
- 民有地の植栽地としては、神社・仏閣の樹林などがあり、特に白山社のツブラシイ、長岳院のクロマツ、松林寺の銀杏と亀甲竹林などが本市の天然記念物に指定されています。

■植生区分面積

植生区分	市街化区域面積 (㎡)	市街化調整区域面積 (㎡)	総計 (ha)	構成比 (%)
水田	497,859	2,350,298	284.8	63
畑	647,673	657,327	130.5	29
水辺	49,822	28,815	7.9	2
都市公園の植栽地	25,126	2,250	2.7	1
公共公益施設の植栽地	24,937	68,754	9.4	2
民有地の植栽地	127,785	18,577	14.6	3
計	1,373,203	3,126,021	449.9	100

■緑被率

- 都市計画区域における緑被率

450ha（都市計画区域内の緑被地面積）÷1,837ha（都市計画区域面積）×100=24.5%

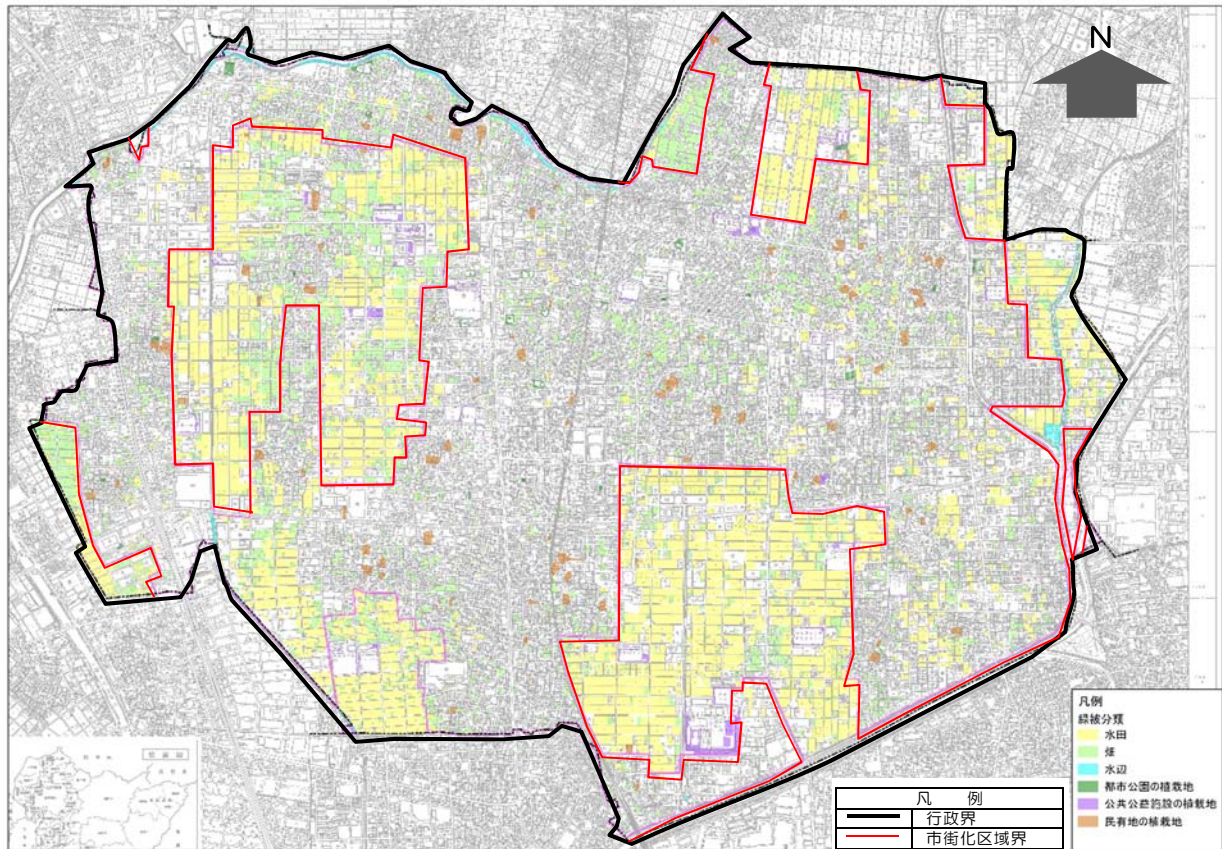
- 市街化区域における緑被率

137ha（市街化区域内の緑被地面積）÷1,210ha（市街化区域面積）×100=11.3%

- 市街化調整区域における緑被率

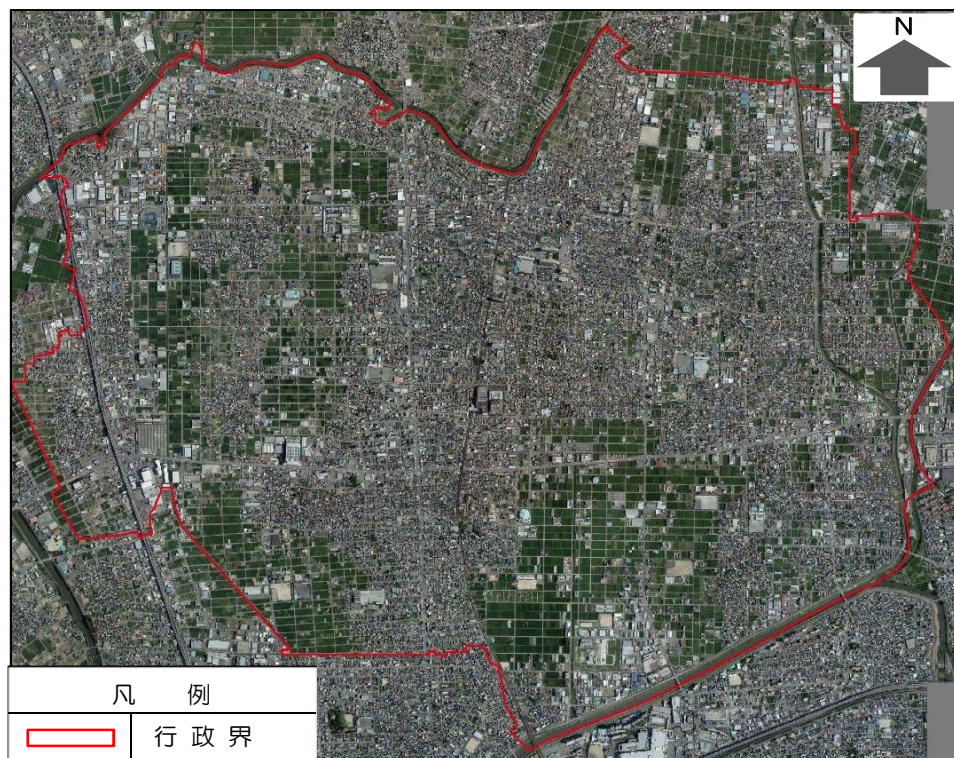
313ha（市街化調整区域内の緑被地面積）÷627ha（市街化調整区域面積）×100=49.9%

■緑の現況調査



資料：北名古屋市課税台帳など（2016年）

■航空写真



1-2 緑地現況調査

1. 緑地現況調査

(1) 施設緑地の現況

- ・本市の2016年度末現在の住区基幹公園面積は4.09haで、市民1人当たり0.48㎡となっています。
- ・都市公園以外では、公共施設緑地として児童遊園、グラウンド・広場（公共）、教育施設、福祉・厚生施設、レジャー農園、河川緑地、その他があります。
- ・民間施設緑地は、民間の教育施設、社寺境内地等が点在しています。

■都市公園・都市計画公園等の1人当たりの面積（2016年度末現在）

種 別		市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域		
		箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人
都市公園	街区公園	15	4.09	0.53	0	0	0	15	4.09	0.48
	住区基幹公園 計	15	4.09	0.53	0	0	0	15	4.09	0.48
	都市緑地	0	0	0	1	0.14	0.20	1	0.14	0.02
都 市 公 園 計		15	4.09	0.53	1	0.14	0.20	16	4.23	0.50
公共施設緑地		139	18.58	2.39	52	16.60	23.53	191	35.18	4.18
都市公園等 計		154	22.67	2.91	53	16.74	23.73	207	39.41	4.64
民間施設緑地		74	10.50	1.35	13	2.77	3.93	87	13.27	1.56
施設緑地 合計		228	33.17	4.26	66	19.51	28.15	294	52.68	6.20

注：2016年10月1日の住民基本台帳人口84,906人を使用。市街化区域人口は77,852人、市街化調整区域人口は7,054人を使用（2010年国勢調査の比率で按分）。

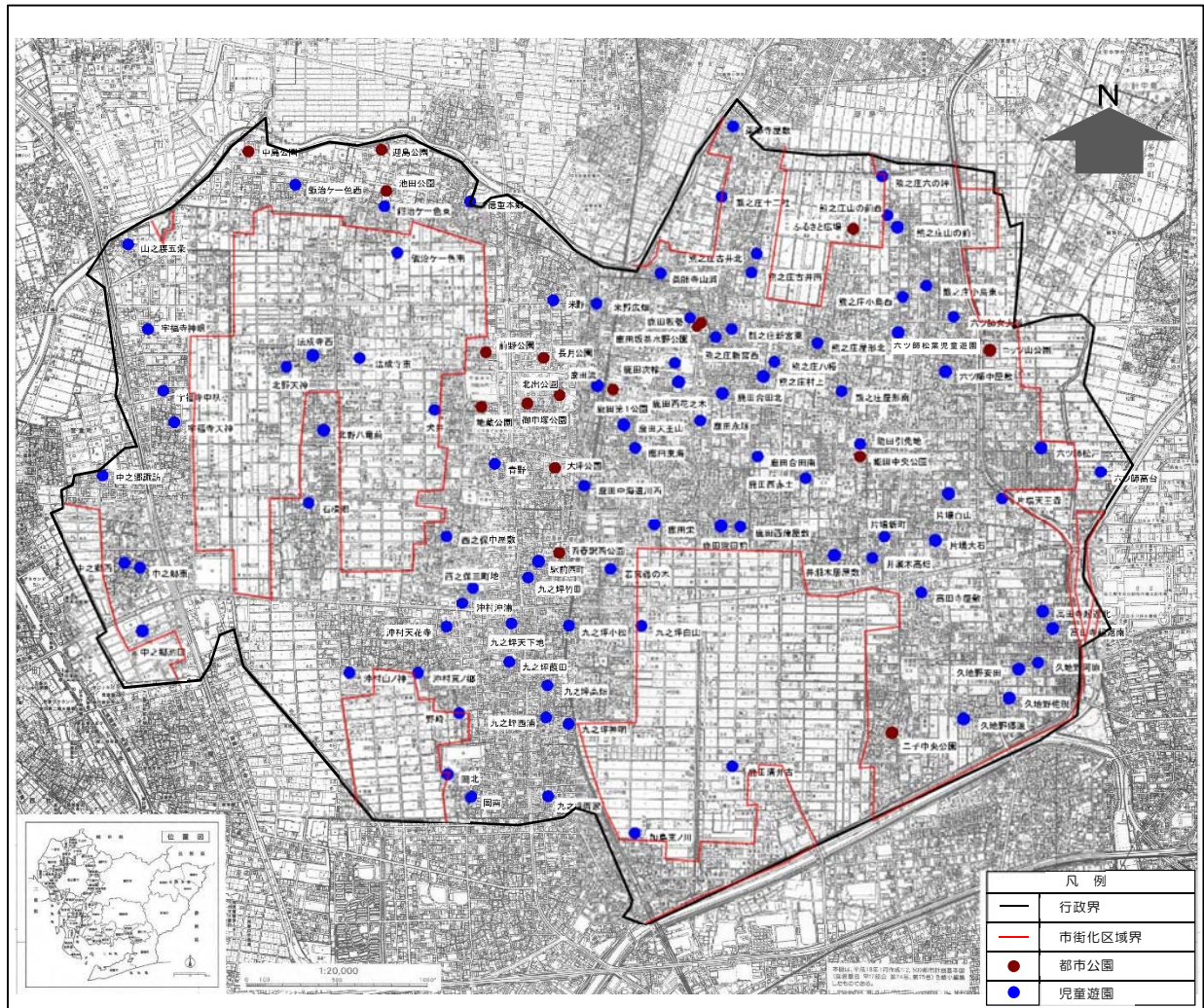
資料：北名古屋市ホームページ

■都市公園の面積

種別	番号	名 称	計画決定 面積 (ha)	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
街区公園	街-1	大坪公園	0.25	0.25	0	0.25
	街-2	北出公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-3	地藏公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-4	前野公園	0.20	0.20	0	0.20
	街-5	御申塚公園	0.25	0.25	0	0.25
	街-6	長月公園	0.30	0.30	0	0.30
	街-7	コッツ山公園	0.43	0.43	0	0.43
	街-8	二子中央公園	0.14	0.14	0	0.14
	街-9	能田中央公園	0.34	0.34	0	0.34
	街-10	中島公園	0.35	0.35	0	0.35
	街-11	鹿田第1公園	0.33	0.33	0	0.33
	街-12	迎島公園	0.60	0.60	0	0.60
	街-13	池田公園	0.14	0.14	0	0.14
	街-14	西春駅西公園	0.08	0.08	0	0.08
	街-15	鹿田坂巻水野公園	0.28	0.28	0	0.28
街区公園 計			4.09	4.09	0	4.09
都市緑地	都緑-1	ふるさと広場	0.14	0	0.14	0.14
合 計			4.23	4.09	0.14	4.23

資料：北名古屋市ホームページ（2017年7月現在）

■都市公園・児童遊園配置図



資料：北名古屋市ホームページ

(2) 地域制緑地の現況

- 本市の地域制緑地のうち、法によるものとしては、市街化区域内において生産緑地地区が199団地(466筆)19.78haが指定されています(2018年10月時点)。また、河川区域10箇所43.35haがあります。
- その他、条例によるものとして市指定の文化財である松林寺1箇所(0.05ha)があります。

■地域制緑地の面積

種別	番号	名 称	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
市指定記念物	条-1	松林寺	0.05	0	0.05
条例によるもの 計			0.05	0	0.05
河川区域	法-1	五条川	2.40	5.42	7.82
	2	新川	6.60	4.90	11.50
	3	水場川	—	0.93	0.93
	4	鴨田川	—	1.22	1.22
	5	合瀬川	7.75	5.20	12.95
	6	新中江川	—	0.50	0.50
	7	中江川	2.70	1.00	3.70
	8	大山川	2.50	2.10	4.60
	9	久田良木川	—	0.10	0.10
	10	白川	0.02	0.01	0.03
小計			21.97	21.38	43.35
生産緑地	法-11	生産緑地地区	19.78	—	19.78
小計			19.78	—	19.78
法によるもの 計			41.75	21.38	63.13
地域制緑地 計			41.80	21.38	63.18

注：生産緑地地区は2018年10月時点の面積、その他は2017年時点の面積を使用。

■地域制緑地現況量のまとめ

種 別		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
条例等によるもの	松林寺	1	0.05	0	0	1	0.05
計		1	0.05	0	0	1	0.05
法によるもの	生産緑地	466	19.78	0	0	466	19.78
	河川区域	6	21.97	10	21.38	10	43.35
	計	—	41.75	—	21.38	—	63.13
地域制緑地 合計		—	41.80	—	21.38	—	63.18
施設・地域制緑地間の重複(松林寺)		1	0.05	0	0	1	0.05
〃 (河 川)		2	0.43	1	0.07	2	0.50
施設・地域制緑地間の重複 合計		3	0.48	1	0.07	3	0.55

注：施設・地域制緑地間の重複は条例等による松林寺0.05haと法による河川(合瀬川、五条川)を指す。また、生産緑地地区は2018年10月時点の面積、その他は2017年時点の面積を使用。

(3) 緑地の現況量

- ・施設緑地及び地域制緑地を合計した、本市の都市計画区域の緑地面積は 115.31ha となります。

■ 緑地の現況量のまとめ

種 別	市街化区域			市街化調整区域			都市計画区域		
	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
施設緑地	228	33.17	4.26	66	19.51	28.15	294	52.68	6.20
地域制緑地	473	41.80	—	4	21.38	—	477	63.18	—
施設・地域制緑地間の重複	3	0.48	—	1	0.07	—	3	0.55	—
計	—	74.49	—	—	40.82	—	—	115.31	—

注：2016 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口 84,906 人

市街化区域人口 77,852 人、市街化調整区域人口 7,054 人（2010 年国勢調査の比率で按分）

資料：北名古屋市ホームページ